

民法協・労働法研究会

労働契約法20条 (不合理な労働条件の禁止) について

2013年に労働契約法20条(有期契約労働者に対する不合理な労働条件の禁止)が施行されて4年が経過しました。長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件の地裁・高裁判決ではそれぞれ判決内容が分かれ、最高裁の判断が注目されています。今年3月にはメロコマース事件の判決が出され、さらに9月には郵政20条東日本裁判の判決が予定されています。大阪でも、郵政20条西日本裁判や大阪医科大事件等で判決が続く予定であり、今回、このようにいまだ司法判断では流動的な労働契約法20条について、緒方桂子教授(南山大学)からの報告、弁護団報告を踏まえて、特に比較対象者の問題や不合理性の判断等について検討を行う研究会を開催します。

また合わせて、政府「働き方改革」で出されている同一労働同一賃金に関するガイドライン案や今後の法改正についても、議論を行いたいと思います。奮ってご参加ください。

労働法研究会責任者・弁護士 中西 基
TEL 06-6361-8624 FAX 06-6361-2145

日時 2017年10月7日(土)
午後1時～5時

会場 エル・おおさか南734
(南館7階)



京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

■基調報告■

緒方 桂子 南山大学教授

■弁護団報告■

郵政20条(西日本)裁判弁護団
大阪医科大20条裁判弁護団

■資料代 1,000円■

切り取らずにこのまま民法協までFAX(06-6361-2145)送付してください。

10/7労働法研究会に参加します。

氏名

所属